

介護保険施設の種類とその内容、利用の仕方について説明します。
 介護保険が使える施設には(Ⅰ)在宅介護型施設と(Ⅱ)地域密着型施設、(Ⅲ)入所介護型施設の3種類があります。

(Ⅰ) 在宅介護型施設

「通所介護(デイサービス)」「通所リハビリテーション(デイケア)」
 「短期入所療養介護(ショートケア)」
 「短期入所生活介護(ショートステイ)」があります。

①「通所介護」では通所して入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などを受けます。

②「通所リハビリテーション」は介護老人保健施設、病院・診療所等に通って日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションなどを受けます。

③「短期入所療養介護」は介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療などを受けます。

④「短期入所生活介護」は特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

(Ⅱ) 地域密着型施設

「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型介護

老人福祉施設」などがあります。

①「認知症対応型通所介護」では認知症の要介護者が、デイサービスをを行う施設等に通って入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けます。

②「小規模多機能型居宅介護」ではサービス提供施設に通所、又は短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けます。

③「認知症対応型共同生活介護」では比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、共同生活を営む住居で入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

④「地域密着型介護老人福祉施設」は老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下)で、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設で入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。

(Ⅲ) 入所介護型施設

「介護老人保健施設(老健施設)」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」そして「介護療養型医療施設」があります。

①「介護老人保健施設」はリハビリテーションを中心とした医療サービスを提供し、在宅復帰を目的としています。このため、看護師、介護職員に加え、医師、理学療法士、作業療法士等、リハビリテーションに特化した職種も配置されています。

②「介護老人福祉施設」は、介護保険法で入所定員が30名以上の特別養護老人ホームと定義されています。ここでは、入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護をはじめ、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上のお世話をを行います。食費や居住費などの生活にかかる費用は全額自己負担となっています。

③常に医師の手当てを必要とする常時医療管理が必要で、病状が安定期にある要介護者を対象としているのが「介護療養型医療施設」です。入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護その他の世話及び機能訓練や必要な医療を行います。

介護保険を利用するには、各市の介護保険担当窓口、地域包括支援センター(高齢者相談センター)、高齢者あんしん相談センター、居宅介護支援事業所などに相談し、各市の介護保険担当窓口にて要介護認定の申請をします。すると、ご本人の認定調査が行われ、認定調査結果と医師の意見書を元に介護認定審査会が開かれます。そこで要介護認定がなされたのちにサービス事業者と契約を結び、ケアプランに基づいて利用が開始されます。サービスの内容や量は一定期間で見直されます。まずは相談してみてください。

日曜・休日に実施している医療機関

午前10時～午後4時

月日	場所	施設名	科目	☎(048)	場所	施設名	科目	☎(048)
1	新座	橋本内科クリニック	内・小・循内	481-2626	志木	西川医院	内・消内・外	471-0074
8	朝霞	石原クリニック	消内・内・外・肛	486-1890	朝霞	北朝霞藤宮眼科	眼	474-1417
15	朝霞	新谷医院	内・消内・呼内・循内	461-3238	新座	飛田耳鼻咽喉科	耳	479-4062
22	新座	新座むさし野クリニック	内・アレ・循内	489-5323	朝霞	根本整形外科	整外	467-4154
29	志木	小児科皮膚科村田医院	小・皮	472-3030	朝霞	さない耳鼻科クリニック	耳	450-3710



※当番医は変更になる場合もあります。確認してからお出かけください。

※6月の休日歯科応急診療所

実 施 日 6月1日(日)・8日(日)・15日(日)・22日(日)・29日(日)
 受 付 時 間 午前9時～11時30分
 場 所 新座市休日歯科応急診療所(新座市保健センター)
 診 察 料 健康保険法の規定料金(保険証を必ずお持ちください)
 問 合 せ ☎048-481-2211

※救急医療のお問い合わせ

●埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199
 ●埼玉県南西部消防本部 ☎048-460-0123
 ※小児救急電話相談
 ●#8000(携帯電話からも相談可能)